

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社JCクレッセント
代表者及び住所 兵庫県神戸市西区竹の台6丁目5番地2-507号
2. 指名停止措置期間 : 令和8年2月27日から令和8年5月26日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 琵琶湖河川事務所発注の「電動シュレッダー1台外18点購入」において、見積合わせ実施後、株式会社JCクレッセントから誤った金額を記載した見積書を提出したため、契約を辞退したい旨の申出があった。その後、令和8年1月30日付けで辞退届が提出され、契約締結を辞退したものである。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社JCクレッセントが見積決定後に契約を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)